

5 動物取扱業者への指導と啓発

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
19	E	<p>(1)動物取扱業者への適正飼養管理の指導</p> <p>「ウ.生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導するよう徹底します。」を追加すべき。</p>	<p>法では、離乳期を終え、自力で成体と同様の餌を食べられるようになったものを販売することとなっており、今後とも、法に基づいた動物取扱業者への指導に努めていきます。</p>
20	B	<p>動物取扱業者が動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、1年毎の定期検査を行政が行う。もしくは、許可制を敷き、ガイドラインを満足しない業者には許可しないシステムを構築する。</p>	<p>動物取扱業については、既に許可と同様の登録制となり、登録を受けないと営業できない制度になっております。施設基準や動物の管理基準等も定めであり、悪質な業者に対しては営業の停止、登録の取り消し等の処分ができるようになっております。</p>
21	E	<p>(1)動物取扱業者への適正飼養管理の指導</p> <p>ペット販売業者の行政チェックを厳しくすべき、年一回の立入を半年に一回へ変更</p> <p>飼養場所の検査は、衛生的に管理されている場所以外にも飼養しているような場所(不衛生な部分)がないよう入念に行い、動物の健康と安全維持に努める。</p>	<p>動物取扱業の登録時には、飼養施設等の図面を提出させ、登録前に現地確認へいくこととなっております。</p> <p>指導についても法に基づいた適正な指導に努めており、状況に応じて立入り回数を増やし、適正な動物の取扱いがなされるよう指導しております。</p>
22	E	<p>(1)動物取扱業者への適正飼養管理の指導</p> <p>動物取扱施設で売買するときは購入を希望する飼い主に対してその動物の習性、食費、疾患、ワクチンや治療費等の金銭的な負担、不妊去勢手術の知識、登録の義務または終生飼養の責任などの説明を義務付ける。</p>	<p>動物取扱業者の責務として、販売時に顧客に対し、成熟時の大きさ、動物の習性・生理に基づく飼養方法、かかりやすい病気や予防法、関係法令等の重要事項について事前に説明しなければならないことが義務づけられております。</p>